

第3回函館市パートナーシップ制度検討委員会会議録

日 時	令和3年9月27日 月曜日 18時00分から
場 所	函館市役所 8階大会議室
議 題	議事 (1) 前回発言要旨の確認と後日提出意見について (2) 制度導入にあたっての検討事項（事務局案）について
出席委員	伊藤委員長，藤原副委員長，田中委員，西村委員，高橋委員，松谷委員 原委員，松田委員，和泉委員(計9名)
欠席委員	なし
傍 聴 者	2名 (報道機関 3社)
事 務 局	佐藤市民部長，鹿磯市民部次長 兵吾市民・男女共同参画課長 山田主査，簾内主事

1 開会

(事務局)

第3回函館市パートナーシップ制度検討委員会を開催する。本会議については、原則公開で行う。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置等により、20時閉会予定とする。

本日の会議はオンライン併用で実施する。オンラインで参加の1名を含め、本日の委員会の出席数は、委員9人中9名の出席により、本委員会が成立していることを報告する。

2 議事(1)

(伊藤委員長)

次第の2 議事(1)「前回の発言要旨について」，事務局から説明をお願いする。

(事務局)

《資料1に基づき、前回の発言要旨について説明》

(伊藤委員長)

ただいま、事務局から前回発言の要旨について説明があったが、皆さんから何か意見等はあるか。なければ議事に進む。

3 議事(2)

(伊藤委員長)

続いて、議事(2)「制度の導入にあたっての検討事項について」だが、今回はこれま

での議論を踏まえ作成された事務局案について、皆さんと議論していく。それではまず、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

《資料2に基づき、事務局案について説明》

(伊藤委員長)

ただいま、事務局から、制度の検討事項に係る事務局案について説明をしてもらった。資料2の事務局案の各項目についてそれぞれ議論を行っていきたい。これまで、パートナーシップ検討委員会を第3回まで進めてきたが、必ずしも3回で終わるものではなく、議論がさらに必要であるという場合は、もう1回検討委員会を行うことも可能である。そのことを念頭において、今回の議論の進め方として、各項目で議論を行っていき、時間を要するものについては後に回し、順番に必ずしもこだわらず進めていきたい。

資料2をご覧ください。

「制度の趣旨」について、まずは事務局案として先ほど説明があった。これまで2回のパートナーシップ検討委員会で行った議論の、主だった内容が記載されている。男女共同審議会には、事務局案だけではなく、説明や検討委員会の意見についても提出されると聞いている。必ずしも、ここに載っていないからと言って、われわれの意見が反映されないというものではない。さらに、事務局案それ自体がそのまま要綱になるというものでもない。以上のことを念頭に、事務局案についてご意見いただきたい。まずは「制度の趣旨」について議論を行っていきたい。

松谷委員いかがか。

(松谷委員)

検討委員会では、性の多様性への市民理解の促進も訴えていた。それを考慮すると、もう少し多様性のことについて、趣旨の中に入っているのも良いのではないかと感じている。

(伊藤委員長)

多様性に関する市民の理解の促進についてももう少し取り込んだ方が良いということか。

(松谷委員)

事務局案では、具体的に趣旨に記載されているが、もう少しやさしく、まちづくりに広げていってはどうかと考えている。決して差し戻すつもりはないが、当初提示されていた「あたたかいまちづくり」といったものが入った方が、性的少数者が前面に出るよりも、いいのではないかと考えている。

(伊藤委員長)

その点、他の委員はいかがか。原委員。

(原委員)

この制度を利用する側から考えると、性的少数者と書いていると、他者から自分のことをまとめて言われているようで気持ちが動揺する。そこを最初のクッションを置いて、性の多様性に対するあたたかい理解などといった枕詞を入れると、非常に当事者にとっては安心する条文になると思う。

(伊藤委員長)

枕詞という形で入れるということか。

(原委員)

松谷委員の意見を聞き、それが良い形かと思っている。

(伊藤委員長)

事務局案では「性的少数者の方々への理解が進み」と書いているが、原委員のワンクッション枕詞を入れるという案として、たとえば、あたたかいまちづくりの一環として性の多様性への理解を促進し、という形から始まり、それを踏まえて性的少数者の方々の、というような流れにするということについてはいかがか。

(松谷委員)

多様性が受け入れられるであるとか、多様性が認められるというような言葉を入れ、性的少数者よりもやさしい言葉があれば、それに置き換えてもいいが難しい。性的指向や性自認、つまりSOGIであるが、またそれも何のことかと、説明をつけなければわからなくなる。

(伊藤委員長)

他の委員はいかがか。藤原委員。

(藤原副委員長)

事務局の肩を持つわけではないが、要綱での制定を前提にするのであれば、「理解を進める」のではなく、「理解が進み」という文言になる。法律の話になると細かいところではあるが、違法な制度を作ると元も子もない。その意味では今の事務局案の端的な言い方がよい。あくまでも手続き規定であるため、手続きが何を実現すべきなのかというと、性的少数者の生活を少しでも保障するという意味合いが問われると考える。当然、大きな枠組みとしての多様性や個人の尊厳、人権保障という表現が入る方がいいが、要綱での制度導入を前提にする限り、一步間違えると難しいところであるという印象を受けた。

(伊藤委員長)

次のページに、ダイバーシティやエクイティ、人権の尊重という表現も出てくる。まさにそのとおりだが、他方で、これまでの議論でも、あまり対象を広げると逆に狙いがぼやけてしまうという意見があった。今の技術的なことも当然あるが、そのバランスが難しい。そのことも踏まえて、そのワンクッションをどれだけ入れられるのかというのが検討課題になると思っている。

当然、今回の制度は、性的少数者のパートナーシップという話になるため、性的少

数者という枠は維持したいと思っている。ただ、その際に、現在の社会は性的少数者への理解は完全には広まっていないため、いかにソフトランディングできるかという課題もある。仮に枕詞を入れていくとした場合、事務局に考えてもらうこともよいが、ここで何か提案や意見があれば伺いたい。例えば、自分が制度を利用する立場として見た場合、どのような趣旨の規定であれば安心すると思うか。

(原委員)

この制度の趣旨・目的が掲示され、どのように人の目に触れるのかということが具体的にわかるとイメージが付きやすい。例えば、受領証に記載されることになるのか。

(事務局)

趣旨については、要綱の一番最初の第1条に趣旨として記載される。さまざまな場面で使われることになる。

(原委員)

要綱は、いろいろな分野で定められているものであると思うので、他のものはどのように定められているのかということも踏まえて、ある程度バランスを取って定めたということであれば理解はされると思う。これが、制度として単独で進んでいくときにどのように感じるかは、さまざまなレベルの人がおり、身近な人を含め誰にも、自分たちのことを話したくないという人もいれば、逆に誰に言おうがまったく気にならない人もいる。これは年代によっても異なるため、そのことを考慮すると、周知の仕方によって受け取り方が変わってくる。広く周知するのであれば、枕詞を入れた方が良く、逆に要綱の中に定めて、それ自体が出回るというよりも、一般への呼びかけは別であるとすれば、それはそれで良いと思う。先ほど松谷委員が仰った、あたたかいまちの実現がさらに進むようにと掲げていると、当事者に、そういう気持ちでこの制度を作ったということがよく伝わると思う。

(伊藤委員長)

これは制度の顔になるようなものである。また、いろいろな場面で引用をされる部分であり、付け加えることなく、そのままの形で進めることになると思われるため、要綱の第1条で制度の趣旨に入れることが望ましいと考える。我々としては、枕詞を入れ、多くの人に受け止められる趣旨となることを求めたいが、いかがか。

(藤原副委員長)

前回提出されたパートナーシップ制度宣誓にあたっての確認書や受領書の見本を見ると、札幌は「互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りをもつことができるまちの実現を目指し取り組みを進めています」とある。おそらく、これが札幌市の制度の趣旨だと思うが、このような形で確認書が渡されるかと思う。そうなる、やさしい言葉の方が良いのではないかという印象である。

(伊藤委員長)

では、そのような枕詞の表現を考えていただくということによろしいか。

(事務局)

ただいまの検討委員会での議論であるが、私どもで作ってみますので、それを正副委員長と協議させていただき、改めて調整をさせて頂きたい。

(伊藤委員長)

事務局の進め方でよろしいか。

－異議なし－

(伊藤委員長)

では、制度の趣旨については事務局からの提案のとおり進めさせていただく。

続いて、根拠規定について、事務局案としては、要綱で規定するとしているが、この点についてはいかがか。

前回、藤原委員から意見をいただいたが、藤原委員いかがか。

(藤原副委員長)

前回意見を出させていただいたが、原案とおりで、行政手続法についてはクリアできているのではないかと考える。一切、権利義務には触れず、手続きの細部に関しても要綱の範囲を守っている。しかし、それを守るほど、皆さんが仰っていた、大きな趣旨というか、この制度をどうして実現したいのかという理想からは遠のいていくことになり、ジレンマを抱えることになる。要綱では法的拘束力をもたないものが基本になってきているが、ミニマムでも違法性を持っていると意味がないため、違法性は排除して、まずは導入を開始することを現実近づけていくという意味では、原案とおりの方が実現可能性は高いと考える。ただし、これで終了するのではなく、1日も早く根拠条例をもつことや、さらに制度を先に進めて行くことを考える際には、定期的な見直しをしていくということ、意見として強く残していく必要があると考える。

(伊藤委員長)

定期的な見直しについては、将来的に条例の制定をすることを加味して、定期的な見直しを求めるといった意見をつけるということである。これを踏まえて、事務局の要綱案についてご意見をいただきたい。今、藤原副委員長の意見にあったとおり、基本的には要綱という形になると、法的効果として、例えば罰則を設けるなどの義務を設けることができなくなる。自治体としても、行政サービスとして取り組む分にはできることだが、民間で取り組む場合は、お願いすることしかできない。他方で、これまでも議論があったとおり、当事者の方は、スピード感をもつこと、かつ政治的インパクトを持つことを求めている。法的効果を持つこともさることながら、まずは要綱でスタートして、ゆくゆくは条例で制定することを見据えて取り組んでいくことも一つの方法である。

以上のことを踏まえ、要綱という案についてはいかがか。

(田中委員)

事務局案に賛成である。現実問題として、速やかに導入することができるのは要綱である。ただ、要綱の弱さがある。行政内部のサービスに関しては要綱をもとに取り組むことができるが、その先の民間事業者のサービスを受けられるようになるには、要綱ベースのお願いでは足りない。また、要綱に基づいてお願いをしてしまうと、契約事業の原則に反する部分がある。いずれは、条例で既定すること、あるいは根拠となる条例を制定することも必要になってくると思っている。ただ、現時点においては要綱で始めて良いと考える。

(伊藤委員長)

他の方は要綱という案について、いかがか。松田委員。

(松田委員)

議論の中で何度か話しているが、スピード感が大事である。やりながら直していくという発想があるため、定期的に見直すことをどこかに既定していけば、事務局案のとおり、まずは要綱でまずは始めるというところは賛成したいと思う。

(伊藤委員長)

事務局案として、例えば、要綱の中に定期的な見直しを行うという附帯条項を要綱に設けることは可能か。

(事務局)

計画等であれば、定期的に見直しをして対応するという記載はあるが、要綱は宣誓書を出してもらうことや証明書を発行するというような手続きを記載したものであるため、見直しの規定というものは想定していない。

(事務局)

要綱により手続きを定めることについては課長が説明したとおりであるが、根拠となる条例について検討すべきとのことであれば、引き続き、市として検討していく。そして、検討の場としては、男女共同参画審議会で検討されるものと思っている。検討委員会で、審議会で検討をすることという意見を取りまとめていただいた場合、男女共同参画審議会に引き継ぎ、協議していただく流れになると思う。

(伊藤委員長)

委員会としての総意をつけるかどうかについて、審議を諮りたい。議論の方向性としては定期的に見直しをすること、見直しの方向性として、今回はスピード感を求めるため要綱でスタートするが、将来的には条例にすることを見すえて定期的に見直しを行っていただきたいということで、検討委員会としての意見を付けたいが、この点について異論はあるか。

－異議なし－

(伊藤委員長)

それでは検討委員会の総意として今の議論を男女共同参画審議会に諮っていただき

たいと考える。

事務局案について、要綱ということで検討委員会としては承認したい。

次に、3 証明方法について。まず、宣誓方式にするという事務局案と、パートナーシップについての定義が記載されているが、この宣誓という証明方法について意見を伺いたい。

前回の議論においては、証明と、宣誓、登録、届出があるが、証明についてはかなりハードルが高い。証明という方式をとらない場合、宣誓、登録、届出をとることになるが、今回の事務局案では宣誓方式となった。これまでの議論を踏まえるならば、証明は違うという意見で同意いただけると思うが、宣誓という方式を取ることについて、高橋委員いかがか。

(高橋委員)

証明方法の部分については、前回の検討委員会でも話があったが、ハードルが低い方がいいだろうということであったため、今回の事務局案については賛成である。宣誓をすることでその関係性が認められていくことについては、非常に良いのではないかと考えている。

(伊藤委員長)

他の委員はいかがか。宣誓という場合、基本的には市役所に2人で来てもらう形が原則となる。それが前回の議論があったとおり、2人来るのが困難な場合がある。一方、届出の場合はそのような縛りがない。このことを踏まえ、先ほど高橋委員が言ったハードルという点では、届出に比べると手続きのハードルは若干高いというところはある。それらのことを踏まえて、藤原委員いかがか。

(藤原副委員長)

当事者の方の負担を考えると、2人で来庁ということは難しい面もあるかもしれないが、そのあたりはなるべくデジタルツールなどでカバーする形になるのかと思う。登録、届出と言うと、行政行為として法的効力を持つものに関して使われる言葉である。よく使われる言葉であるので、誤解を避ける意味で宣誓という事務局案が出ているのではないかと理解している。おそらく、宣誓は日本の一般的な行政行為では行われぬものであり、宣誓という形で結婚するのはアメリカの一部の州や中国が確かそのような形であったと思う。結婚式で良く使われる手法であるため、国際的な慣行を考えた時には宣誓は悪くないという印象である。

(伊藤委員長)

なるほど。他の委員はいかがか。田中委員。

(田中委員)

宣誓が一番望ましい。実際に、他の都市でも、2人で来庁することを原則とされている。また、手続き的なことというのは必ずしもどの形式をとるかによって自然に決まるわけではない。婚姻の届出という、同性婚っぽさであるとか、登録で名簿に登録

することや、届出を受理するというのは違うと考える。消去法のようになるが、3つの中では宣誓が一番望ましいと思う。

(伊藤委員)

皆さん専門的で、技術的な観点になってしまっているが、他の方は行政行為などよくわからないかもしれない。要するに、法的効果が付与されるような外観があるのだからあまり望ましくないという話である。ハードルとしては、単に1人が来て届出をしたり、あるいは郵送で済ましたりできないという点ではハードルは高くなるが、それでよいのではないかということである。いかがか。

(原委員)

確かに、英語では宣誓という言葉はよく使われる。日本では馴染みがなく、役所では宣誓しに行ったという経験はない。しかし、公証人役場では宣誓供述書というものがある。宣誓をして公証人が認証しますという制度があるようである。必ずしも、公的手続きから遠のいているという訳ではないが、役所に宣誓に行くという手続きについては聞いたことがない。当事者の側から宣誓が届出や登録と比べて何がメリットかと考えると、2人で行ってきちんと貰ってくるという、お互いにしっかりと合意を取らないとできないことである。いくら2人で仲良く暮らしていても、気持ちだけが一致しないということがある。一方の好意が強く、強引に婚姻の形が良いからと泣いて頼んで届出を出した、ということが宣誓ならば起きない。やはり、2人でしっかり足を運んで合意を取ることがあるため、それ自体は良いことであるとイメージしている。自分たちで行って受領証を貰ってくるという行為自体が要件になるため、それが、怪我や病気などの条件がある場合は1人が何らかの形で、オンラインという形になったりすることがもしかしたらあるかもしれない。基本は、在勤、在学者として宣誓して、そこに行つて認められるという、良い面もあるのではないかと思う。

(伊藤委員長)

この先の検討事項で関係の取り消しの話になるが、不正な方法で受領証を受けるという点について、多少ハードルを上げることは抑止力に繋がるかもしれない。

では、宣誓方式という事務局案について承認していただけるか。

ー異議なしー

(伊藤委員長)

そのうえで、パートナーシップ関係の定義についていかがか。これは、要綱の中に定義が含まれるということで良いか。

(事務局)

要綱の用語の説明の中で、パートナーシップの説明を記載する。

(伊藤委員長)

その場合、この定義でよろしいか。よろしいのであれば、これで進めたいと思う。

では続いて、制度の対象についてである。対象を性的少数者のみとし、事実婚関係

を含めないということである。この点に関して、重要なポイントであり、皆さんのご意見をいただければと思うがいかがか。

これは前回の議論でもあったとおり、制度としての目的というか明確性を出すということ为背景にこのような案になっているが、和泉委員いかがか。

(和泉委員)

事務局案の性的少数者を対象として、事実婚関係を含めないということについては賛成である。一つ目の事務局案で、最初是要綱で導入し、要綱の趣旨としては、枕詞が入るかもしれないが、「性的少数者の方々への」と入るのであれば、強いメッセージ性を持った方が良いという意見も意見交換会の中で出ていたことから、その点に関しては賛成である。ただし、今、子がいる同性カップルの方々について、市が認証する同性カップル間の関係だけではなく、子の関係も認証する制度も必要であると考えするため、受領証等に子どもの名前を記載するようなことはできないのかと思う。

(伊藤委員長)

ファミリーシップの話になる。事務局案としては、説明の3番目でファミリーシップ制度の説明をしているが、本委員会でもそのような要望があったことは確かである。まず、性的少数者のカップルの制度として始め、ファミリーシップの制度については、先ほどの条例とは別の形になるが、これからの定期的に検討を進めていくという事務局案になっている。和泉委員としては、受領証に最初から子どもの名前を記載できた方が良いという考えか。

(和泉委員)

今はパートナーシップとして始め、いずれはファミリーシップ制度への移行を検討するとあるが、私がイメージするファミリーシップ制度は多様な家族の形が認められるというもの。そうではなく、現在、子供がいる同性カップルについて、その子供も一緒に受領証に記載することができるのかどうかお聞きしたい。

(伊藤委員長)

ファミリーシップ制度については、和泉委員が話したように、一枚岩ではなく、おそらく幅広いものであると思うため、どれを取り入れたらファミリーシップになるかということについては議論の余地がある。事務局案ではファミリーシップ制度というものは、拡充という方向に持っていくことで将来的な課題になったとして、仮に今回、パートナーシップ制度を取り組む際に、和泉委員から提案があったような、例えばいずれかに子がいる場合、子の名前等を記載することについては、純粋なパートナーシップ制度から言うならば、一步前に進んだような形、ファミリーシップに足を踏み入れる形になる。今回の制度の枠内として、可能かどうか、もし可能であるのならばそれは望ましいかどうかということになるかと思う。技術的な問題として、これは可能であるか。

(事務局)

技術的に可能かどうかについては具体的に検討していないため、検討の時間をいただきたい。記載することとなると、同居の状況等、様々な要件が出てくると思われる。おそらく、パートナーシップ制度という枠組みから外れてしまうのではないかと考えている。子も含めて宣誓し、それを受領証に書き込む形になると、ファミリーシップとほぼ同様の形になってしまうのではないかととらえている。今回、まずは同性カップルを対象とし、パートナーシップでスタートすることが必要ではないかと考えている。

(伊藤委員長)

事務局からはこのような意見であるが、和泉委員いかがか。

(和泉委員)

技術的に難しいのであれば、やむを得ないが、いずれは子どもの名前を記載すること導入することを考えてほしい。

(伊藤委員長)

技術的に難しいのかについては、まだわからないが、この場としては、事務局の回答のとおりである。男女共同参画審議会への意見として、子の名前を記載することの技術的な可能性について検討いただくという意見を付けるということはいかがか。

ファミリーシップについては、その方向で検討していただきたいという意見は付けたいが、将来的にその方向で検討していただきたいという意見だけではなく、今回の制度の中で、子がいる場合、子の名前を記載することの是非について、および技術的に可能かどうかについて、要件の問題に関わってくることだが、それらのことも含めて、われわれ検討委員会としては、男女共同参画審議会に検討をしていただきたいという意見をつけるということで良いか。

西村委員、いかがか。

(西村委員)

ファミリーシップ制度については、将来的に導入していただきたいと考えている。そのうえで現在、パートナーシップとファミリーシップの2つの制度について議論があるが、パートナーシップ制度で受けられる行政サービスについては、あくまでもパートナーシップのものである。これがファミリーシップになった場合、ファミリーを対象として行政サービスが受けられる可能性を考えていかなければならない。和泉委員の意見については、名簿に記載するというだけで、ファミリーシップとして受けられる行政サービスについては検討を進めないという認識で良いか。

(伊藤委員長)

そのとおりである。

(西村委員)

これがどうあるべきなのか迷うところではあるが、子の名前を記載してしまうことで、パートナーシップ制度が目指すものがぼやけてしまうのではないかと懸念してい

る。今回はパートナーシップ制度1本で導入を目指し、例えば2年後など期間を設けて、ファミリーシップ制度にするようなスケジュールや道筋とすることを前提として検討していくことが良いのではないかと考えている。

(伊藤委員長)

田中委員、この点に関してはいかがか。

(田中委員)

ファミリーシップの要素をパートナーシップの制度に取り入れるのは難しいのではないかという認識である。このパートナーシップ制度のその先にはファミリーシップ制度を見据えた制度であるべきだということは、皆さん意見が一致しているものと思われる。審議会への意見として、要綱の定期的な見直しをするということを、検討委員会の意見として出すことになるが、見直しにあたっては、パートナーシップの拡充としてのファミリーシップの実現を目指した見直し、あるいは条例の制定について意見としてしっかり伝えることが良いのではないかと考える。

(伊藤委員長)

西村委員と田中委員の意見があったが、今回の意見としては、パートナーシップ制度の中で、子がいる場合でも受領証に名前は記載せず、2人の関係性のみを対象とする。ただし、今後、定期的な見直しの中で、ファミリーシップという方向に拡充したいということで、検討委員会の総意としての意見をつけるということで、皆さんに諮りたいと思うがいかがか。

繰り返しの確認になるが、今回の案としては、制度の明確化を図るためパートナーシップ制度での導入とし、子の名前を記載することについては意見としては外す。ただし、今後、ファミリーシップの方向に拡充していくことを定期的に見直しの中で検討していただくことを検討委員会の意見とすることでよろしいか。

ー異議なしー

(伊藤委員長)

それでは、そのようにさせていただく。

(原委員)

今のファミリーシップの話に関して、段階的な方向付けで検討することとして良いと思うが、その前段の事実婚のところ、懸念として、単に事実婚関係を含めないこととされているが、異性愛・シスジェンダーのカップルの事実婚を含めないという意味であると思うが、異性愛カップルの事実婚は認めないと記載していただきたい。はっきりと要綱に書くかどうかわからないが、事実婚について、戸籍上女性同士のカップルの不貞関係に関する民事訴訟について、宇都宮地裁では損害賠償が認められた。判決では事実婚は男女を前提としているものであるが、諸外国では同性婚でも認められており、同性カップルを認証する日本の制度に触れ、女性同士の関係を、事実婚にあたる関係だと認定しているのである。このことから事実婚の定義が揺れ動いてい

る。何を事実婚というのか規定する必要がある。事実婚を除外するのであれば、今後の見通しをつける必要がある。渋谷区で導入した5年前から状況は随分変わっている。その辺をしっかりと検討したうえでの制度とする必要がある。

グレーゾーンの部分はあるので、しっかり説明する必要がある。

(伊藤委員長)

難しい問題であるが、宇都宮地裁の判決については、まだ判例として確定はしていないのではないのか。一方で、異性関係としての事実婚については法律婚で得られるサービスに準じるものとして確立している。このことから、パートナーシップ制度から事実婚関係を除外することについては合意が得られると思う。ただ事実婚の定義が社会的に変動していく可能性があるのであれば、案としては、今回の制度の対象者からは事実婚は異性間であるということで除外するという、ただし、今後、事実婚の定義が揺らいでいくのであれば、それは今後の検討とすることが考えられる。

(事務局)

事実婚関係の定義についての話であったが、この制度の導入にあたってはQ&Aを作成し、事実婚の定義については説明していきたいと思う。社会の変化に合わせて、Q&Aを修正するなど柔軟に対応していきたい。

(伊藤委員長)

それでは、Q&Aで修正できる部分についてはその修正で対応し、または要綱自体を改正するなど時代の変化に合わせてブラッシュアップしていくということによろしいか。

(原委員)

そのように見通しをつけていくのであればいい。最近、横浜市がやはり事実婚を含めた導入した。社会の変化に対応したものであると考えられる。できるだけインクルーシブな方向で対応していくことが必要である。ファミリーシップについては、相談現場でも子どもの親権などの問題など、同性カップルも異性カップルも同じように悩んでいる。家族としての一体感ということで、ファミリーシップを望む人がいるのは確かである。ただ縛りにもなるので検討は必要。しかし函館が移住を促進するうえで、これはPRのポイントにもなるので、これはやっていくべきものであると考えている。

(伊藤委員長)

では、事実婚関係については、スタート時点では事実婚は含めない。ファミリーシップ制度に関しては、定期的な検討の中でファミリーシップへの拡充を求めていきたいということによろしいか。

では続きまして申請者の要件についてである。

まず、年齢要件について、令和4年度から満18歳以上が成年となるため、前回の検討委員会で同意を得ていたが、こちらの要件によろしいか。

－異議なし－

(伊藤委員長)

続いて性別要件について、事務局案として、「一方または双方が性的少数者とする」と説明にあるが、対象の範囲として広い形になっている。この点についてもよろしいか。

－異議なし－

(伊藤委員長)

では、続いて居住地要件について、前回の議論でもあったが、事務局案として先ほど話があったとおり、「一方または双方が市内在住であることに加えて、在勤、在学」ということ、または、「一方または双方が市内への転入予定」であるということで事務局案が出ている。インクルーシブでより広い範囲を対象とすることで事務局案を出していただいたが、この点についてはいかがか。

松谷委員いかがか。

(松谷委員)

事務局案の説明を読ませていただいた。検討委員会でのたくさんの意見を元にこの事務局案になったのだろうと思う。

(伊藤委員)

和泉委員いかがか。

(和泉委員)

私も「在勤・在学」が含まれることと、「転入予定」を対象とすることについて、事務局案の説明を読んでなるほどと思い、了解した。説明の中で、本制度に関連した行政サービスについて、市内在住の市民が対象となることを説明するとあるが、この説明はどのような形でされるのか疑問に思った。

(伊藤委員長)

これは、Q&Aという形で記載されるのか。

(事務局)

実際に宣誓の手続きをされた際に、その時点で、利用可能な行政サービスがあればそれをご紹介したうえで、これらの市内在住の方のサービスであるといった説明をしていくことになるかと思う。

(伊藤委員)

他の委員はいかがか。藤原委員いかがか。

(藤原副委員長)

要件をなるべく広げるという点に関しては賛成である。ただし、先ほど事務局から説明があったとおり、こういったサービスが受けられるかということは複雑になることが想定されるため、その点は手間が掛かると思うが、例えば冊子を作成するなどの周知をお願いしたい。

(伊藤委員)

高橋委員いかがか。

(高橋委員)

事務局案に賛成である。

(伊藤委員長)

では、事務局案について、これで賛成ということによろしいか。では先に進めさせていただく。

国籍要件について、外国籍の方も対象にするということによろしいか。

(原委員)

国籍のない方が中にはおり、ビザだけではわからず、実際に話を聞いてみなければわからないこともある。この場合どうなるのか。

(伊藤委員長)

国籍ということは、つまり、日本国籍ということに限らずにとということによろしいか。

(原委員)

日本国籍がない場合と無国籍の状態だが、日本国籍がなく外国の国籍もない場合も無国籍ということになる。生まれてから戸籍の登録がされていないような状況もある。

(伊藤委員)

無国籍については昨今の問題となっていることであり、社会的な対応が急がれているところであるが、パートナーシップ制度の立ち上げに関しても要件ということで、そこまで入れ込んでつくるということは、少し違うのではないかとも思うが、いかがか。

(原委員)

特定の国籍を持っていることを要件としないという言い回しをすると、気にしなくてもいいのではないか。

(伊藤委員)

外国籍の方も含むという言い方ではなく、国籍要件という点について、様々な方が解釈として含められるようなことが望ましいということか。

(原委員)

そのとおりである。

(伊藤委員長)

なるほど。松田委員。

(松田委員)

先ほどの居住地要件のところにも関わるが、市内に在住・在勤・在学する者を市民として定義する自治基本条例を函館市は定めていて、そこで市民と言っているにも関わらず、どの国籍か聞くことには疑問がある。

(伊藤副委員長)

理念としてはそのとおりであるが、最後に必要な書類のところに関わってくる問題である。戸籍謄本等が必要になってくる。

(松田委員)

函館市民であるということから何らかの国籍はあるのではないか。

(伊藤委員長)

理念としてはそのとおりである。

(藤原副委員長)

パスポートが失効してしまった場合があるほか、子どもの頃に外国に住むと二重国籍となり、そのいずれも承認手続きをせず、パスポートを持って日本に入った場合、両方の国籍がなくなってしまい無国籍になることもあり得る。

(原委員)

やはり、一定の年齢までに国に帰らないと国籍を保持できないという規定も多いため、そうなるとパスポートが失効してから申請しても難しいようである。細かいところは様々あり、キリがないが、国籍が要件として入らない方が良いのではないかとこの感覚であった。

(伊藤委員長)

要件に国籍を入れないことによって、文言をどのようにするかでその部分はクリアできると思われる。ただし、必要書類のところが必要になってきてしまう。

(事務局)

今の議論のところであるが、国籍については、実際には要綱には入らない。説明にもあるが、申請の要件に合致している方については宣誓が可能ということが実際になる。他都市でも、外国籍の方も対象であるという議論があったことから、資料として今回の検討事項の1つとして入れさせていただいた。

(伊藤委員長)

条文としてはそうだが、最後の必要書類についてはいかがか。

(事務局)

それは申請者の要件を確認するためのものというところで、申請者ごとに必要な書類がある。外国籍の方などは戸籍がない方もいることから、その方に必要な書類ということで例示をしている。

(伊藤委員長)

これは例示ということか。資料に、「独身を証明できる書類」として戸籍謄本や独身証明書、婚姻証明具備証明書は厳守であるか。

(事務局)

詳細については、要綱を作成する際にしっかりと定めていきたい。他都市では、外国籍の方は、婚姻関係具備証明書を出してくださいというものがあつたため、ここで

は一例として挙げさせていただいた。前回の検討委員会の中で、原委員からそのような証明書がない国もあるという意見をいただいていたため、改めてどのような書類が必要なのか、他都市の状況も見ながら検討は必要だと考えている。

(伊藤委員長)

そのあたりについては検討していただくということで、この国籍要件については記入されないということによろしいか。

では続いて障害事由について、おそらく一番の問題となるのは前回までの議論もあった、養子縁組の話になるかと思われる。事務局案の養子縁組について障害要件として含めず、言及しない、要するに養子縁組をすでに行っている状況でも制度の対象とするという事務局案についていかがか。

田中委員いかがか。

(田中委員)

養子縁組は要件に入れない方がよいのではないかと考えており、事務局案に賛成である。

(伊藤委員)

原委員いかがか。

(原委員)

養子縁組をしたらパートナーシップを組めず、受領証を返さなければならないというようになると、財産の継承ができなくなったりするため、そこはできるようにしてあげたいと思う。あとは近親者の定義についてであるが、3親等などについて教えていただきたい。

(伊藤委員長)

直系血族、3親等以内の傍系血族、直系姻族、この関係性であると、パートナーシップ関係にはなれないということになる。

(原委員)

これが、ある高齢の2人がずっと姉妹のように生活してきて、性的マイノリティではないが、長年2人で住んできて配偶者でもないということで、自分たちもパートナーシップ制度を利用できないのかという相談があった。この例は近親者ではないが、そのようにいろいろな方々もパートナーシップを使いたいという気持ちを持つこともある。例えば、いとはどうかなど、いろいろな質問が来る。そのため、この障害事由についてははっきりと記載した方がよいと思う。

(伊藤委員長)

直系血族は、祖父と孫とかひ孫という関係のことである。3親等以内の傍系血族とは叔父さんと甥や姪があたる。いとはであると4親等にあたり、日本においては婚姻の法律上、4親等の傍系血族の結婚は認められている。諸外国では認められていないところもある。直系姻族というのは、妻の父または子といった関係性になる。この直系

血族，3親等以内の傍系血族，直系姻族については，法律婚の規定そのままである。つまり，パートナーシップ制度は法律婚に準じるものとして，法律婚において障害事由としているものについては，パートナーシップ制度においても準じて用いているということである。法律婚で認められていないからと言って，パートナーシップ制度でも認められないとは限らないという議論は当然あり得るが，法律婚で認められていないものは，例えば道徳的なタブー等を踏まえて日本でそのようになっている部分があるため，パートナーシップとは趣旨が異なるのではないかという議論は当然あるかとは思いますが，そのことを踏まえても，法律婚の障害事由に準じているところである。実際に他の都市でも同じ形で障害事由を設けている例は多いかと思う。

われわれとしては，法律婚に近づけていくことが今までの議論にあったため，その経過を考慮した場合にbの規定を置いても良いのではないかと思うがいかがか。

西村委員いかがか。

(西村委員)

日本に生きている人間で，法律がある中で生活していくため，このパートナーシップについてもやはり，男女と同じ法律に縛られているということが必要になるのではないかと思う。ここについては性別に関係のないモラルの部分であると思うため，事務局案で良いと思う。

(伊藤委員長)

松田委員いかがか。

(松田委員)

法律婚に近づけるといふ初めの原則があったため，法律婚に近づけるのであれば，同じように障害事由についても，bの規定があつて良いかと思う。

(伊藤委員長)

原委員いかがか。

(原委員)

理由がはっきりしていれば良いと思う。ただし，あるところでは法律婚に近づけ，あるところでは，法律婚から遠くするということが恣意的になっているという感覚があるが，なかなか一つの方針ですべてを作るといふことは難しい。それが1つ，2つ，3つくらいあつて，それぞれ説明がつくのであれば，それはそれでよいと思う。

ただし，一つだけ，戻って申し訳ないが，パートナーシップ関係について，「互いを人生のパートナーとして経済的，精神的に支え合える関係」というとても良い定義だと思うが，この部分に性関係は含まれていない。このため，男女ということはいささか関係なく，助け合いの制度であると思っている。実際に，アセクシャルの方がいる訳であり，性的な部分でお互いの権利・義務の事をいうと訴訟になりかねない。このような婚姻制度と全く違った助け合いの制度という側面もあるという受け止めである。それらは，今後，制度を導入してから考えていき，このような方は制度を利用し，こ

のような方は希望しても制度を使えないということがわかれば、また形ができてくるのではないかと思う。

(伊藤委員)

今回のスタートアップとしては a, b の規定について、今後市民の方のニーズを踏まえて、制度のこれからの運用について再検討していただきたい。

では、続いて、申請の手続きの手数料について、手数料を無料で進めたいと思うがよろしいか。

－異議なし－

(伊藤委員長)

続いて手続き方法について、先ほどの申請のことに関わる。事務局案として、2人が来庁した上での手続きを基本とするということになっている。申請ということは先ほどの話に繋がるが、そのようになる。こちらの事務局案については、皆さん異論はないかと思う。問題はその下の部分であり、原則としての手続きであるが、アウティングに繋がらないよう個室対応とする、プライバシーに配慮し、かつ一方が市内在住ではない場合、または身体的に難しい場合等、2人揃っての来庁が難しい場合はオンライン面会等の方法を検討するとなっている。原則と例外がどのようになるのかを含め、2人来庁の上での手続きを基本とするという原則は、申請であるため基本となるが、例外説明の部分について、意見を伺いたい。藤原副委員長いかがか。

(藤原副委員長)

手続きになるため、2人揃っての来庁が難しく、どちらか一方のみしか来庁できない状況を認める場合の要件を定めなければ、制度が成り立たなくなってくるのではないかと思う。その線引きについては、これから詰めていくことになると思うが、身体障害についてもどれほどの身体障害で、どれぐらいの距離がある等の要件を定めて、宣誓とみなすこととなるため、細かいところを詰めていくことが大事だと思う。

(原委員)

知り合いの同性カップルの方で、入院していて病状が悪い人がいる。居住しているまちには現在パートナーシップ制度はなく、このような場合も想定しておく必要がある。特に若い人たちは、別にいいやと思っていても、いつ何が起きるかわからない。危機的な状況下でも使うことができるような制度というものを作ってほしい。

(伊藤委員長)

まずは要綱の条文としては、先ほどの宣誓ということで、2人来庁しての手続きをするという形式は、条文上は問題ないと思う。問題は例外の場合の運用の仕方である。なるべく広げることができるよう、例えば、病気で動けないような場合はオンラインを可能とするのか、あるいは市役所の方で申請書のところへ出張する必要があるかもしれない。さまざまな場合を含め、検討していただきたい。

次に、通称使用の可否について。これまでの議論の中で、通称使用については、可

としたいということで事務局案に反映されている。この場合、受領証の表面には、日常的に使用している氏名を記載し、表面に通称名を記載している場合は、裏面に戸籍上の氏名を記載する形をとっている。それを踏まえ、通称使用の可否について、皆さんいかがか。これでよろしいか。

通称使用については、異論はないかと思うが、裏面の戸籍上の氏名を記載することについてはいかがか。

(藤原副委員長)

裏面には何を記載することを想定しているのか。名前だけが記載されるのか。

(事務局)

裏面には、一般的に、この受領証を受け取った方へということで、制度の趣旨などを記載している自治体が多い。場合によっては、戸籍上の氏名を記載したり、緊急連絡先を本人が記載できるようにしたりしている等、特記事項としての欄を設けているところがある。

(藤原副委員長)

そうなのであれば、記載欄があった方が使いやすいかもしれない。制度上、提出する場面で同一人物であることの証明になり、名前が違って認識できなくなる恐れを回避する点で、裏面に記載するメリットはある。

(原委員)

裏面に戸籍上の氏名を記載することは、賛否が分かれているところである。しかし、無いと困るものであると思う。本人の2つの名前、繋がりをどのように証明していくのか。本来であれば住民登録で通称名を記載できるようになるのが一番良い。そうすると、住民票を取ると両方が記載されて証明ができる。しかしまだそれができないのが現状である。保険証の通称名の使用について厚労省が通知を出している。表面に通称名を記載し、裏面に戸籍上の氏名を記載するやり方を定めている。もう一步、住民票でも認められればよいと思うが、今回の、受領証裏面の戸籍上の氏名記載の件に関しては、個人的には必要であると考え。しかし完全に性別移行している方でも、まだ手続きができていないという方がいる。そのような方にとっては、裏面に記載することを嫌がる場合もある。そこは任意記載にすればそれは越えられる課題であると思う。

(伊藤委員長)

これは別の話題だが、マイナンバーで本人の同一性の担保することについてはどのようなになっているのか。

(原委員)

マイナンバーはもっとひどく、表面に登録された性別が記載されている。これが性別を変えた時に修正事項として、写真の隣にはっきりとカードに記載される。例えば「新しい性別は男」と、職権修正という形で記載されているのを実際に見たことがあ

る。まったく配慮がない状況である。

(藤原副委員長)

基本的にはマイナンバーについては、人に教えないという前提になるため、それを記載するとなると、逆に行政としては難しいかと思う。

(伊藤委員長)

そのようなことを含めて、裏面の戸籍名は書かないわけにいかないのが現状である。以上も踏まえ、通称使用を認めることでよろしいか。

－異議なし－

(伊藤委員長)

では次に、提出書類について、先ほどの説明によると②独身を証明する書類、③本人を確認する書類については今後詰める余地があるということである。宣誓要件別の必要書類については、このようなものがあると想定されるだろうということでの提出書類になっている。この点について、皆さんの意見はいかがか。藤原副委員長。

(藤原副委員長)

独身を証明できる資料として、友人の証言等というところも考えているのか。公的書類が一切出ない状況はどうするか。本人確認書類は何らかのものがあると思うが、独身を証明できる書類は、公的なものとなると、難しいのではないかと考える。

(伊藤委員長)

独身を証明できる書類はあるのかもしれないが、他の都市でこの制度を利用しているかどうかは証明しようがなく、性善説を前提として制度を設計するしかない。そういうことを考えると、理論的なバランスという観点で考えると、法律婚関係についても厳密にする必要はないのではないかと考えるが、事務局としてはどう考えているのか。

(事務局)

独身を証明する書類は相当ハードルが高い。基本的には住民票や戸籍で証明できるであろうが、こういった書類がない場合のことは想定していないところである。いわゆる無戸籍の問題は国での対応と考える。法務局が所管しており、市も戸籍事務は法務局と相談しながら対応しているところである。

(藤原副委員長)

外国人登録には婚姻関係は記載されているのか。

(事務局)

外国人の住民票や在留カードに本邦の配偶者についての記載はない。外国籍の方は婚姻要件具備証明書というものを提出していただく必要がある。また、パスポートが切れて不法滞在のような違法な状態になっているのに、行政としてパートナーシップ制度を認めるのは難しい。そういったことも含めて、外国籍の方については難しいところがある。

(原委員)

実際、日本の方とパートナー関係にある外国籍の方で、しっかりと仕事をされていて、頑張っているが在留資格が切れてしまったという事例がある。パートナーシップがあるということは二人で生活をしているという実態を証明するもので、社会的にも意味がある。人にはいろいろな事情があって、すべてがうまくはいかないこともあることから、そういった人のことも何とかできるようにしてもらいたいと思う。

(伊藤委員長)

それでは書類については事務局に今後検討していただきたい。

続いて、受領証の返還について。返還を求める場合は資料に記載されているとおりである。その中で、宣誓したパートナーの一方が死亡した場合には、受領証の返還を求めないとあるが、これについてはいかがか。

(松谷委員)

ここに一方が死亡した場合は返還を求めないということで、それは心情に配慮しているということであったが、1回目の参考資料では死亡で返還を不要としている自治体は全体の中で2自治体のみ。事実を把握するためにも、解消や転出等と同じ取扱いでもいいのではないか。返還しない理由が心情のみであるが、他にも何かあるのかお聞きしたい。

(伊藤委員長)

パートナーが死亡した際に、受領証を返還しないことで生じる効果は何かあるか。

(藤原副委員長)

家族で住んでいた市営住宅に引き続き住む場合はあるのではないか。むしろ、もう一度パートナーシップを結びたいとなった時に、手続きができなくなる場合はある。

(伊藤委員長)

その場合は返却するとよい。法律婚関係にあった方が、一方が死亡した場合、法的効果を得られる場合はある。一番典型的なのは葬儀。法的効果はないが、パートナーシップ制度を利用していた2人のうちの一方が亡くなった後もそのまま市営住宅に住める等の恩恵を被ることができるのであれば、その恩恵を遮断することは望ましくないのではないか。

(田中委員)

市営住宅に住んでいる場合、配偶者居住権といった話は考えられる。

(伊藤委員長)

法律婚と平行で考えた場合、法律婚において配偶者がなくなった場合は法的効果が発生する。現状については意味が無いと思うが、パートナーシップ制度が法的効果を得られるように拡充していった場合、パートナーの死亡により受領証を返還するとなると法律婚との間での違いが生じてくる。

(田中委員)

整理の仕方として、受領証を返還することと効力が失われるとは別の話。効力が失われるから、返還を求めるのではなく、どういった場合には受領証に効力が失われるのかを規定し、心情に配慮して返還を求めない場合もあるが、この場合には受領証を返還してくださいということを規定する必要があるのではないか。

(事務局)

亡くなった場合、その事実の届出はしていただく。ただそのときに受領証の返還は任意にすること。また別の人とパートナーシップ関係を結びたい場合には返還していただくが、あくまで死亡は変更届で提出していただき、そのときに紛らわしいから返還した方がいいということであれば返還していただく。しかし、記念に取っておきたいという意思が示されたときにはそのまま持ってもらうといった工夫をする。必ず返還を求めるというものではない。

(伊藤委員長)

では、必ず返還を求めるわけではないということを進めていきたい。

現状では確かに意味はない。心情を慮ってということだが、今後はわからない。一律にパートナーが死亡したときに返還を求めるというのは危険である。

(松谷委員)

心情に配慮し、と記載されているだけのところにもう少し説明を足すのであれば、わかりやすかった。これだけであれば、気遣いだけなのかと思ったが、そのような議論があるのであれば良い。

(原委員)

パートナーがなくなった後に使うことがある。親族がいろいろと言ってくる。そういうことが頻繁に起こるということで、そういう意味で、唯一の証明である。他に友達もたくさんいて、証明してくれる人もたくさんいるということであれば違うかも知れないが、唯一の命綱という場合もある。切符じゃないが記念にもらって、手元に置いておきたいという人は多いのではないか。特に亡くなった場合は。別れた場合は置いておきたくないと思うだろう。

(伊藤委員長)

市のサービスだけではなく、民間のサービスも含めて考えると、死後も使えるかという部分はある。これは任意という形で良いのではないか。

では続いて、取消しの要件というところ、これはこのような表現、要綱の条文としてはこう書くしかないと思うがよろしいか。

－異議なし－

(伊藤委員長)

では続いて、行政サービスについて、先ほどの説明にもあるように、要綱ではなく、今後の市の意気込みということ。検討委員会として総意として意見を言うことはできますので、市には事務局案のとおり承認しますので、市には今後しっかりと取り組ん

でいただきたいという意見としたいと思うがよろしいか。

－異議なし－

(伊藤委員長)

ではそのようにさせていただく。

続いて、他の自治体との相互利用についてであるが、函館市の地理的な特殊性として、函館以外に在住して、函館に通勤・通学する方が多い。函館市との相互利用について考えた場合、函館市から他の自治体に転出していく際、例えば札幌市等先行して制度を導入している自治体との相互利用もあるが、道南において函館市とその他の市町との関係を考えて、先行市の自治体に併せて制度を決めるのではなく、まずは函館市独自の制度をしっかりと固め、道南の他の自治体への周知をしていく一方で、先行する自治体への連携も働きかけていくということ、制度の運用についての事務局の案である。

(松田委員)

そのとおりだが、こういった制度は公の組織がしっかりと使って、そして民間の機関にも広がっていくような形で根を張ることが必要である。

函館市が率先してこの取組みを進めていくことで、函館は性の多様性に寛容なまちであるということをしっかりとアピールしてってもらいたい。そして性的少数者の方が、函館市ならば住みたいと思えるようになれば良い。

(伊藤委員長)

以上のようなことで、これまで事務局案について、さまざまな意見を付したので、これらをしっかりと審議会に諮っていただきたい。今後さらに検討していただきたいことについて、特に2点、意見として付したい。まず1点目は、本制度について、要綱で導入するが、今後条例化することを検討してもらいたい。2点目は、まずは同性カップルの関係性についてを対象とするパートナーシップ制度とするが、今後は2人の子供を含めたファミリーシップ制度を見据えた拡充について、定期的な見直しの中で検討を進めてもらいたい。以上2点について、審議会でも検討していただきたい。

それではその他について、委員から何かあるか。

(原委員)

このすべての議論が落ち着いてところで、当事者がどのような制度を使いたいかということであるが、大きな受領証はどこかにいってしまう。カードタイプが人気で、そこに緊急連絡先も記載すると災害時でも携行できて便利である。賞状タイプがいい方もいるが、カードではそのようなニーズがあるため、どのような用途で使うかを考慮しながら検討していただきたい。

(伊藤委員長)

その場合、基本は賞状タイプとし、希望する方についてはカード形式とする。カードにした場合、無料という訳にはいかないと思うが、100円、200円を払って発

行することでよいか。

(原委員)

基本をどちらにおくかということで、予算などの関係もあると思うので検討していただきたい。また、紙のカードもすぐにぼろぼろになってしまって不人気である。また新型コロナなどもそうであるが、緊急連絡先などを記載する行政サービスが結構ある。たとえば安心ボトル。そういったものにパートナーの名前を記載して良いのだと言うことをしっかりと示すことで、安心して記載することができる。ここに書いてもいいのかと不安になるもの。特に災害対応が一番心配。どこに避難しているのかわからないということが不安である。ぜひ検討していただきたい。

(伊藤委員長)

他の皆様はいかがか。

それでは今後のパートナーシップ制度のスケジュールについて事務局から説明していただきたい。

(事務局)

これまでの議論をもとに、制度の素案を取りまとめ、10月下旬を目途に男女共同参画審議会を開催し、諮問していきたい。ここでの議論をもとに素案を修正し、市民の方に意見を伺うパブリックコメントを12月から1月にかけて行う。その後、いただいた意見を参考とし、早ければ3月に成案化し、4月から運用していきたい。

(伊藤委員長)

ただいまの連絡事項について質問はあるか。なければ、今回で検討委員会が終了ということで、委員の皆様にはお忙しい中ご参加いただき、関連なご意見をいただき、皆様のご協力のもと、素晴らしい案ができたと考えている。もちろん今後、検討を進めていく中でいろいろと関わっていただきたいと考えているが、一段落ということでこれまでの会議を振り返って皆さまから感想をいただきたい。藤原副委員長から願います。

(藤原副委員長)

副委員長という肩書きをつけていただいて、好きなことを好きなだけ言っただけというところだが、皆様のご協力のもと、さまざまな勉強をさせていただいた。家族法や行政手続法という自分の本領ではなく不慣れな部分もあったが、こういった機会に勉強させていただき、そのおかげでこのような素晴らしい制度も見えてきて、4月を楽しみにしている。これで最後にせず、ゆくゆくは国の制度が変わることを期待し、それにあわせて体制を整えられたら良いなと思っている。

(田中委員)

自分は家族法については普段の仕事でも使うが、こういった問題はなかなか事件相談までくることは少なく、勉強させていただいた。この制度そのものに関しては、本来であれば、まずは法律ができるはずだし、それに従って条例ができるということが

筋である。それが無い中でまずは要綱で制度をつくることとなった。要綱ということでは歯がゆい部分はあるが、まずはできるところからやっていき、随時見直す中で、いずれ多分国も対応していくことになると思われる。ただ国が対応することを待っている訳にもいかないので、まずは皆さんと議論できたことも含めてスタートする中で、これからどのようなになるのか見守りつつ、自分としてできることやっていきたいと考えている。

(西村委員)

こういう場は不慣れなもので、発言をくみ取っていただけてなんとか務めることでできた。せっかく関わったこの問題であるので、ファミリーシップも含めて、その先にある多様な社会を目指すため、この委員会を離れてからも、自分の生活の範囲や所属している団体の中でもまだまだ誤解している人や嫌悪感を感じている人もいるので、そういった方々に理解してもらうよう努力する必要があるし、またそういった方々の理解が広がってこそ、この制度の意味があると思うので、今後もお力になれるように頑張っていきたいと思う。

(松谷委員)

これまで一般の方々への啓発活動を主にしていた。最近人権の相談では、低年齢の方の相談も受けるようになってきている。啓発活動は高齢者の方から低年齢の方まで幅広く行っており、その最後に札幌のパートナーシップ制度の紹介をしていたが、これからは函館にもこの制度ができたということ伝えることができ嬉しく思っている。この検討委員会に参加し、様々な立場の方の意見を聞き、もっと幅広い方々に啓発活動を進めていく必要があると感じた。

(原委員)

これは私自身の問題でもあるし、大勢の仲間の問題でもあるが、なかなか見えにくい問題である。プライバシーに深くかかわっていて、当事者は話すことも難しい。ここにお出での委員の方々は見えにくい霧の中をどんどん進めていただいて、またそれを市の職員もどっしりと受け止めてくれて、とても良い会だと思った。いろいろな自治体の相談も受けているが、この函館でまた活動ができるとは思っていなかった。それがこうした力強い後押しをいただいた。嬉しい驚きである。こういうものをたくさん分けていくと、良いコミュニティができる。これからもお力添えをお願いしたいし、自分も力になれることがあれば協力したい。

(松田委員)

教育関係からこの委員会に参加した。こういう場がなければ、なかなかこういう話を聞くことができなかった。子ども達にも伝えて行かなければならないと実感し、この課題について勉強もできた。これに携われたことは、この制度の第一歩だが良い機会となったと考えている。

(和泉委員)

一般公募ということで専門的知識についてはないが、いろいろな分野の方の話を聞くことができ勉強になった。学生の時から性の多様性に関する市民団体の活動に関わっていて、何年も前から、同性婚やそのさきがけとしてのパートナーシップ制度を望む声をたくさん聞いてきたので、今回、函館で実現するということと、自分がこの制度に携わることができて良かった。函館が多様な生き方を選択できる誰にとっても生きやすいまちになることを期待している。

(高橋委員)

私は働く者の仲間の代表として参加させていただいたが、働く仲間の生活基盤である、地域でどのように生きていくかということについて、あらためて豊かに生きる権利は皆が持っているということを実感できた。特に印象的だったのは当事者の方と話げできたこと。また、教育の現場で仕事をしているので、差別のない豊かな生活のできる環境をつくって、微力ながら子ども達と一緒に取り組んでいきたい。

(伊藤委員長)

自分は他にも函館市の委員会に参加しているが、ここまで皆さんと充実した議論を交わす事ができ貴重な機会となった。事務局も含めて函館の代表である皆さんと、非常に生産的な議論ができ、函館のまちが今まで以上に好きになった。これまでの議論に感謝している。

それでは、進行を事務局へお返しする。

(佐藤市民部長)

お礼の言葉を一言申し上げたい。委員の皆様には、5月31日から短い期間ではあったが、議論を活発にいただき、伊藤委員長を始め、委員の皆様にご協力いただき、非常に密度の濃い議論をいただいた。パートナーシップ制度については、本日の議論も踏まえ、今後、男女共同参画審議会でも審議いただくこととなっている。また、市民との意見交換会やパブリックコメント手続きの実施、議会のご意見も伺いながら3月の成案化をめざし検討を進めていく。本委員会でご議論いただいたこのパートナーシップ制度が具現化することで、異性に対する性的指向を持つ人や、戸籍上の性別と同じ性自認を持つ、そういう多くのマジョリティの方たちだけではなく、すべての市民が暮らしやすい、そんな社会となっていくための第一歩となるものであると期待している。引き続き委員の皆様におかれましては、性の多様性や、個人として、その方の能力や考え方を尊重し、認め合うまちをめざし、皆様のお力をお借りしながら取り組んでまいりたいと考えているので、引き続きご理解とご協力をお願いしたい。

(事務局)

以上をもって、第3回函館市パートナーシップ制度検討委員会を終了する。